

平成24年第2回東大和市議会建設環境委員会記録

平成24年4月16日（月曜日）

出席委員（7名）

委員長	二宮由子君	副委員長	押本修君
委員	森田真一君	委員	関野杜成君
委員	根岸聡彦君	委員	尾崎信夫君
委員	床鍋義博君		

欠席委員（なし）

委員外議員（2名）

7番	大后治雄君	9番	中村庄一郎君
----	-------	----	--------

議会事務局職員（5名）

事務局長	石川和男君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	下村和郎君	主事	内藤芳子君
主事	指田弘安君		

出席説明員（3名）

副市長	小島昇公君	環境部長	市川三紀男君
環境課長	町田誠二君		

会議に付した案件

- (1) 24第8号陳情 「東大和市墓地等の経営の許可等に関する条例」に関する一部改正をお願いする陳情

午前 9時55分 開議

○委員長（二宮由子君） ただいまから平成24年第2回東大和市議会建設環境委員会を開会いたします。

○委員長（二宮由子君） 24第8号陳情 「東大和市墓地等の経営の許可等に関する条例」に関する一部改正をお願いする陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会議務局次長（長島孝夫君） 朗読いたします。

24第8号陳情 「東大和市墓地等の経営の許可等に関する条例」に関する一部改正をお願いする陳情

○委員長（二宮由子君） 朗読が終わりました。

それでは、質疑を行います。

○委員（森田真一君） まず陳情趣旨に関してなんですけど、今までの東京都の墓地条例では開発業者寄りの色合いが濃くということと、それからその後には墓地のつくりにくい市を他市は目指してるという文言があるんですけど、私はちょっとこのところについては、客観的にそういう結果になってるってことはあるんですけども、条例の趣旨はそもそもそういうふうになってるわけではありませんので、ちょっとこのところには率直に言って異論がございます。

そもそもこの墓地をつくるのは商業目的ではありませんので、開発業者に対しての配慮というものはしてあるものではありませんし、それから他市の、ここで挙げられてる何市かの例、見てみたんですけど目的欄見てもみますと、いずれもその墓地を排除するという立場でつくってるってところは——文言は見られないですね。

それで強いて言いますと、東大和市の場合は他市と比べて目的欄のところと違ってるなと思われるのが、周辺環境との調和って部分がすっぱり抜けてるんですね。このところについて、以降陳情理由で教えるてくださってるというふうに理解してますので、そのところで実際どうなってるのかということと、皆さんにも審議をしていただければなというふうに思います。

質問をしないで意見になっちゃいましたね。

○委員長（二宮由子君） 今の意見でよろしいですか。

○委員（森田真一君） ごめんなさい、はい。

お伺いしますが、今市のほうではこの各市から新たに出てきたこの墓地条例と東大和市の条例が、どのような差があるのかというふうに認識されてるのかっていうのを、ちょっとお伺いしたいと思うんですけども。

○環境部長（市川三紀男君） 陳情理由の中には7項目ほどありますけども、それぞれに対して東大和市墓地等の経営の許可等に関する条例の基準についての違いと申しますか、それについて若干説明させていただきます。

まず1点目の墓地等の経営主体についてでありますけども、陳情書のほうに小平市、立川市、それから武蔵村山市等の例は載っておりますけども、当市の条例におきましては宗教活動の年数の規定はございません。

それから2点目の近隣住民の定義でございますけども、こちらにおきましては当市の場合では、隣接住民等の記述はありますが、距離等の具体的な定義はございません。

それから3点目の墓地の設置場所でございますけども、当市の場合には墓地と住宅等の距離についての基準はございません。

それから4点目の墓地の構造設備基準でございますけども、当市につきましては通路の幅員は1メートル以上として

おりますが、取りつけ道路、それから区画の広さ等についての定めはございません。

次に5点目として経営許可等の申請についてですけれども、当市については許可後の工事着手の規定はないため、申請後にすぐ着工できるような内容になってございます。

それから6点目の近隣住民の意見の申し出でありますけれども、これは3項目ほどありまして、公衆衛生、その他公共の福祉の観点から考慮すべき意見、それから墓地等の構造設備と周辺環境との調和に対する意見、それから墓地等の工事の方法等についての意見、これらについて近隣住民等と協議するよう指導するものとする、そのような内容になってございます。

それから7点目の緑地化の面積に関してでありますけれども、当市の条例におきましては墓地の構造設備基準として、境界には障壁、または密植した樹木の垣根を設けることとなっておりますけれども、障壁等の高さの制限はないという、そのような条例の内容になってございます。

以上であります。

○委員長（二宮由子君） ほかに質疑ございますか。

○委員（尾崎信夫君） 基本的に同じような質問——質疑になってしまうかもしれませんが、基本的にこの東大和市の墓地条例と他市の周辺の墓地条例を比べて、東大和市の墓地条例の、劣ると先ほど説明あったけれども、これらについてはどう——今後どういうふうにお考えなのか。

東京都の墓地条例自身は、東京全体、まあ墓地が少ないということで積極的に墓地をつくるという条例にして——都条例はなくなってしまった関係上、そこに大きな差異を生じてるわけでございますので、ぜひこの辺が、どういうふうに市として今後のことで考えていられるのか。ちょっとその点お尋ねしたいと思います。

○副市長（小島昇公君） 当市の条例は、今御質疑いただきましたように都条例をしんしゃくする中でということで、基本的には条件を整えつつあるところで12月に条例を提案をさせていただきまして、可決をいただいたという内容がございます。

各市は比較的3月議会ということで、少しタイムラグがあって条例をつくってございます。そうした中で御指摘ございましたように、いろいろその距離の制限とかですね、いろんなことが加わっているところがございます。その辺につきましては、12月に作りました条例でございます、4月からスタートしておりますので、すぐということは今明言できるものではございませんが、他市等の条例の内容をさらによく調査をいたしまして、検討をしたいというふうに市としては考えております。

以上でございます。

○委員（尾崎信夫君） 業者は逆に言って、今のこの経済状況の中でいわゆる開発——住宅開発よりは墓地開発のほうが、やりやすいということになりつつあるんだと思ってるんですね。そういうこの一つのブームってというか、その流れは冷静にやはり市はしんしゃくして、できる限り周辺自治体に合わせるような条例を早期にやはり検討していただきたいと思うんですが、これについてはどうお考えですかね。

○副市長（小島昇公君） 先ほどお答えさせていただいた内容と重複いたしますが、他市の状況等を再度よく調査をいたしまして、改正が必要かどうかにつきましても検討を加えたいと思っております。

以上でございます。

○委員（尾崎信夫君） 特にですね、特に問題なのは看板を立てて、その看板に工事着手の日付を入れて、そこから工事着手ができる、今までの東京都の条例では余りにも地域住民が理解を得られない状況があるわけですので、このまずは一番大事なところは、小平市が許可後に工事着手としてるわけでございますので、この辺は

今後の墓地計画に対して、きっちりしたやっぱりやるためには、許可後の工事着工という条例改正をぜひ早急にしていただきたいと思ひますし、ある意味地域住民というものを今隣接の地主だけとしていることについては、これ甚だ他の地域住民の理解が得られないわけですので、これらは何と云ってもその地域住民と墓地をつくるに当たっての紛争解決のためには、やはりその辺をしっかりと例え50メートルとか100メートルという範囲をしっかりと基準に早急に定める必要があると思ひますけども、これらについてはどうお考えなのか。

○副市長（小島昇公君） 個別の内容につきまして今お答えできる状況ではございませんが、それらを含めまして検討させていただきたいと思ひます。

以上でございます。

○委員長（二宮由子君） ほかに質疑ございますか。

○委員（尾崎信夫君） もう一点、やはり一番ひかかるのは陳情趣旨に墓地がつくりにくい市を目指すということは、余りにもこれは、本来墓地というのは日本の風土ではやはりどうしてもお墓を持つことが最終章の、その亡くなられた方の終末の住みかとしてなければならぬ存在ですので、墓地がつくりにくいというのはちょっと非常に、この議会としてもなかなか判断しづらい部分がありますので、やはりそういう意味では地域住民とこのよくこの相互関係をしっかりと、この環境を理解を得られるような体制での墓地の建設を目指すということ、やはり何としてもこの辺は条例の目的の中には入れてくべきだと思ひます。

ですからその辺がなかなか難しいところではありますけれども、やはりそこが墓地のつくりにくい条例っていうわけにいきませんので、これはまあ陳情者方はお見えでしょうけれども、これについてはなかなか非常に理解が得られない部分になってまいりますので、そこはちょっと非常に我々議会としてもどうすべきかとなっておりますので、ただそうはいつでも、やはり最終住みかとしての墓地というのは、当然そこに住む人たちにあって、その住みなれた環境の近くでできればお墓をというのが、本来であるわけですからこの辺もぜひ考えていかなければならないことかなと思ひますので、ぜひその辺も市としてもぜひお考えに入れていただいて、できる限りその地域住民との紛争が避けられるような方向での条例のありようについて、もう一度よく検討していただきたいと思ひますので、これをちょっと申し添えておきます。

○委員長（二宮由子君） 今の意見でよろしいですか。

○委員（尾崎信夫君） もし何かあれば、お答えいただければ。

○副市長（小島昇公君） 新たなですね、新規の墓地の設置ということもございまして、既存の墓地の拡大ということもですね、こちらで制限を加えることとなりますので、今御意見のございましたようにですね、周りとの環境、地域の理解というところに重点を置いて、必要なものはつくらざるを得ないというところで検討させていただきたいと思ひます。

以上でございます。

○委員長（二宮由子君） ほかに。

○委員（床鍋義博君） 今回この条例を改正に関しての陳情書ですね、それに基づいてもこれが採択されて、新しい条例が改正されたとしたとして、現在進行しているもの、都で申請されたものに関しては、もちろんこれ法律ですから前の条例に従う、今現在東大和市が定めた条例に従うという認識でよろしいでしょうか、まあ確認です。

○環境部長（市川三紀男君） 今ございましたように、現計画に対しましてはですね、現在の条例並びに規則等が該当になってきます。今後改正したとしても、それが今回のケースに遡及するということはございませ

ん。

以上です。

○委員（床鍋義博君） そうした場合に、今現在進行中のもの、紛争が今現在ある状況で市として対応していく、今現状ある条例で対応していくのだと思うんですけども、例えば7条のところ（1） 公衆衛生その他公共の福祉の観点から考慮すべき意見って、この公共の福祉っていうところですね、それがどの程度のことを含むのか。

例えば周辺環境とかっていうもの、例えば設置とか細かいところは抜きにして、どういったところまでこの公共の福祉に入るのかなって。そこで結構この部分が条例の中では、結構何ですかね、一番住民にとっては適用できる場所なのかなと思うんですけども、その範囲はどのようにお考えでしょうか。

○環境部長（市川三紀男君） 公共の福祉の観点という面ではですね、生活圏の保護育成ということもあると考えてます。それから今ありましたとおり周辺環境との調和、そのような視点も必要になってくると考えております。

以上です。

○委員（床鍋義博君） そうした場合に、周辺、この場合墓地条例では周辺住民っていうのを結構限られてる範囲ですけども、この場合における生活圏の保護っていうことをおっしゃられましたので、そういった場合には範囲に関しては、もうちょっと広く考えてもよろしいでしょうか。

○環境部長（市川三紀男君） 現在の条例に関しましては、先ほど申し上げましたとおり住民の範囲ということには狭くなっておりますけども、東京都の指導の中では協議に当たっても意見を申し述べる項目として3項目ほどありますけども、それ以外についてもですね、寄せられた意見について十分説明するよという意見も出されておりますので、それらについて考慮していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（二宮由子君） ほかに質疑はございますか。

○委員（関野杜成君） ほかの委員がいろいろ聞いてましたけど、現状本来であれば迷惑施設ですからしっかりと周辺住民と話し合った上でこういったことが起きないように進めていくのが本来なのかなと思いますが、これを受けて現状今市長は、今の条例でいいと思っているか、それとも何かしらやはりそれなりの改正をしなければならないかと思っているのか、そこら辺どうなのかをちょっとお聞きします。

○副市長（小島昇公君） 市長も基本的にはやはりエリアが緑地の関係なんで、本当は緑を守りたいというのが第一義的な考えではございます。ただ一定の要件を満たしていれば、それをノーと言うわけにはいかないという中で、現在は12月に提案させていただきました条例ですので、これを中心にと。ただし問題点があれば、それは検討するよという事でございます。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） 正直まあ皆さんもそうですけど、私も正直こういったちょっと問題が起こるとは正直思わず、おりてきたそのままの条例で少し駐車場をふやしたというような形でもあったので、やはり先ほど他の議員も言ってましたが、墓地がつくりにくい市というものを目指すのは、市としてはどうかなというところもありますが、やはりしっかりと周辺住民が納得して、それで作られる。そういったものをつくっていかねばいけないのかなというふうには考えておりますので、できればいろいろ陳情者も調べていただいて、こういった5年だったり、7年だったり、または周辺環境がこうだとかいろいろなものがありますから、最終的に

は私たち人間も亡くなった後は墓地というところもありますので、つくられないというよりもつくるに当たっても周辺の方が納得できるようなものっていうのを条例で一部改正できればなというふうに、私としてはこれを見て思ったのですが、現状まだそういった動きというのは、市のほうではあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○副市長（小島昇公君） 4月にスタートした条例でございますので、今すぐに改正がというお答えができる状況ではございませんが、陳情の中でもいろいろな御意見いただいておりますし、ただいまも御意見いただきましたので、各市の調査を至急にしたいという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（二宮由子君） ほかに質疑ございますか。

○委員（押本 修君） 委員長、この際、動議の提出をいたします。

本件につきましては、その陳情趣旨に宗教団体からの安易な申請をなくし、墓地がつくりにくい市を目指すことを市へ求めるととれる文言があるため、採択は難しいと考えます。

質疑を終了、討論を省略し、趣旨採択として直ちに採決されることを望みます。

また建設環境委員会として、陳情者の陳情理由にあるように、近隣市が条例で設けているような地域住民に配慮したものに近づけるような対応等、早急に東大和市の条例及び施行規則を一部改正するよう意見を添えることを提案したいと思います。委員長においてよろしくお取り計らいのほど、よろしく願いいたします。

○委員長（二宮由子君） ただいま押本委員から質疑を終了、討論を省略し、趣旨採択として直ちに採決されたことの動議が提出されました。委員会として意見も添えるということでございますので、それで意見を付して市のほうに提出をさせていただきたいと思います。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

24第8号陳情 「東大和市墓地等の経営の許可等に関する条例」に関する一部改正をお願いする陳情、本件を趣旨採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、よって、本件を趣旨採択と決します。

○委員長（二宮由子君） これをもって、平成24年第2回東大和市議会建設環境委員会を散会いたします。

午前10時20分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 二 宮 由 子